

I 調査の視角と方法

大 屋 祐 雪（九州大学）
坂 元 慶 行（統計数理研究所）

政府が調査主体で、会社、組合、ないしは団体、世帯または個人が調査客体となる統計作成過程は、こんにち、官庁統計調査とよばれている。ところで、この調査主体と客体との関係は、調査の時だけにとりむすばれる一過性のものであって、日ごろはそれぞれの社会関係のなかで、各自が思い思いの経済的、政治的、ないしは社会的行為を営みながら生活し、そのことによって社会につらなっている独立の存在である。それが、統計の作成ということだけで、主・客の関係に立たされるのであるから、調らべられることは、調査客体にとっては不生産的で、全く以って迷惑な申告行為以外のなにものでもない。これが、統計調査に共通な基本的性質の一つである。

官庁統計調査にあっては、政府が調査主体であるから、調らべられる側には、被支配者感情や利害意識さえ生ずる。統計の真実性の基礎が、申告内容にある以上、政府は、その確保のために、特別な措置を必要とする。

わが国の統計法は「統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計体系を整備し、統計制度の改善発達を図ることを目的」（第1条）として公布されたものである。そして、この法律は、政府の重要統計について、(1) 指定統計として特定すること（第2条）、指定統計調査については、(2) 人または法人の申告義務（第5条）、(3) 調査者側への強い調査権限の賦与（第13条）、および (4) 統計の真実性の確保に反する行為（たとえば、申告拒否、申告妨害、虚偽の申告、虚偽の調査資料の提出など）をした者に対する罰則（第19条）、を規定している。

ところで、これらの規定は、統計の真実性を確保するという、ただそれだけの理由で、自由主義社会が理念としている「プライバシーの尊重」と「企業の秘密」の原則に抵触するような調査活動のあり方を、すくなくからず許している。とはいえ、そのような法的規制なしには、統計の真実性の確保は言うに及ばず、統計調査の実施さえ十分保証できなくなる。

他方、「虚偽の申告」を罰する規定をどんなに作ってみても、「バレない程度の嘘」の申告が行なわれれば、結果的には、統計の真実性の確保は達成されない。そこで、わが国の統計法は、申告者に対して、(5) 秘密の保護を約束し（第14条）、関係者に対しては、(6) 調査票の統計目的以外の使用を禁じ（第15条）、さらに、それらの違反に対する罰則を定めている（第19条の2項）。

要するに、統計法は、一方で「嘘を言ったら罰するぞ!」とおどし、他方では「本当のことを申告しても、秘密は保護され、迷惑はかからない」ことを保証して、統計の真実性の確保と自由主義社会の理念との両立をねらったものである。

にもかかわらず、この法律がその使命を充分発揮できないところに統計環境悪化の本質がある。

われわれは、統計環境悪化の創出過程を、住民意識の都市化と世代交替に求め、さきの「成人調査」でそのことを実証した。被調査者の意識がそうであれば、彼らと直接相対する統計調査員の意識も行動も、このような状況に規定されたものにならざるをえない。

ところで、統計調査員を対象とした調査は、これまでに、いくつか実施され、それぞれに有益な結果が得られている。たとえば、昭和48年5月1日に実施された「統計関係従事者意識調査」（全国統計大会事務局）のなかの「統計調査員実態調査」などがそうである。

それにもかかわらず、この調査を企画したゆえんは、従来の調査が、統計環境の実態説明というよりは、調査員問題を考えるための資料獲得に重きをおき、そのために調査員の全体像ないしは平均像がえられるように企画されているのに対して、われわれは、成人調査と同じく、都市化に照準を合せ、可能なかぎり同一の質問文を用いて、調査員と被調査者との両面から光をあてることによって、両者が織りなす調査環境の実態を、明らかにしようという意図からである。そのために、

(1) 成人調査の調査地点をふくむ都、県（東京、福岡、長崎、熊本、鹿児島）を調査の対象地域とする。

(2) 統計調査員の確保は自治体によってその様式がことなるので、それに応じて、常任調査員制ないしは登録調査員制が確立している自治体からは、それらの人々を、また、その制度が確立していないところでは、同じ時期に実査が行なわれる大規模調査の統計調査員を本調査の対象者とした。

(3) 調査票の配布は、対象地域に所在する自治体の意向に応じて、事務局からの直接郵送と自治体を経由する配布のいずれかによった。その割合は、事務局からの郵送分75.5％、自治体経由24.5％である。

(4) 自記式・無記名による記入済の調査票は、本人から九州大学と統計数理研究所に設けられた事務局に直接郵送してもらう。

郵送法による調査については、回収率の低下、代人記入、記入の不備等が懸念されるので、一般的には、面接聴取法による調査が望ましいとされているが、本調査では、対象者たる統計調査員が、対象地域に指定された都、県の全域に居住しており、経費の面だけからも、この方法は採れなかった。しかしながら、本調査の場合、対象者が、調査票の記入に手慣れて

いる統計調査員であるから、代人記入のおそれは、ほとんどないと判断した。また、予備調査の結果から、記入の不備にかんして、かなりの程度これを避けうる見通しがえられた。実際、この調査の記入状況は、まったく好ましいものであった。そのことは、無記入が、ほとんどの質問について2%程度であったことからもうかがえる。

(5) 回収率の点でも、今回の調査は下表に見る通り、平均87%を記録し、満足のいく結果であった。面接聴取法による普通の世論調査の回収率が、現在70%程度であり、特別の事情がないかぎり、郵送法による回収率は、それよりもはるかに低位であるのが普通であることを考えると、この回収率はきわめて高率であるといえよう。

なお、未回収者に対する督促を一度行い、合計1839通の有効回答をえた。各都県の調査段階ごとの回収状況は第1表の通りである。

第1表 回 収 状 況

	対象者数	1)	2)	最終有効回答数	最終回収率
		第1次回答者数	第2次回答者数		
東京都	285人	237人	13人	250人	88%
福岡県	595	498	45	543	91
熊本県	445	311	66	377	85
鹿児島県	413	294	46	340	82
長崎県	378	249	80	329	87
計	2116	1589	250	1839	87

注 1) 督促前に回答した人の数 2) 督促後に回答した人の数

(6) 集計にあたって、調査員の居住地や調査担当地域を指標化するために、本調査では、市町村を人口規模によるほか、とくに、第一次産業就業者率（「第一次産業率」という）によって、都市部（0～15%）、準都市部（15～30%）、準農村部（30～50%）、および農村部（50%以上）に分けている（詳しくは第Ⅱ章参照）

(7) 調査は、対象範囲として東京、福岡、長崎、熊本、鹿児島県の1都4県しか含んでいないが、これらの5都県全域を調査対象にしたために、第2表のように、いろいろなタイプの市町村が含まれている。

第2表 調査対象者の地域分布と調査票の最終回収率

地域類型（一次産業率）		東京都	福岡県	熊本県	鹿児島県	長崎県	計
都市部 (15%以下)	東京都	285 (88)	—	—	—	—	285
	県庁所在地	—	105 (84)	131 (92)	103 (99)	106 (85)	445
	北九州市	—	287 (98)	—	—	—	287
	その他	—	133 (100)	18 (89)	18 (72)	64 (88)	233
準都市部(15～30%)		—	45 (87)	84 (76)	68 (69)	82 (82)	279
準農村部(30～50%)		—	21 (76)	170 (86)	152 (81)	82 (79)	425
農村部(50%以上)		—	4 (100)	42 (71)	72 (76)	44 (77)	162
計		285 (88)	595 (91)	445 (85)	413 (82)	378 (87)	2116

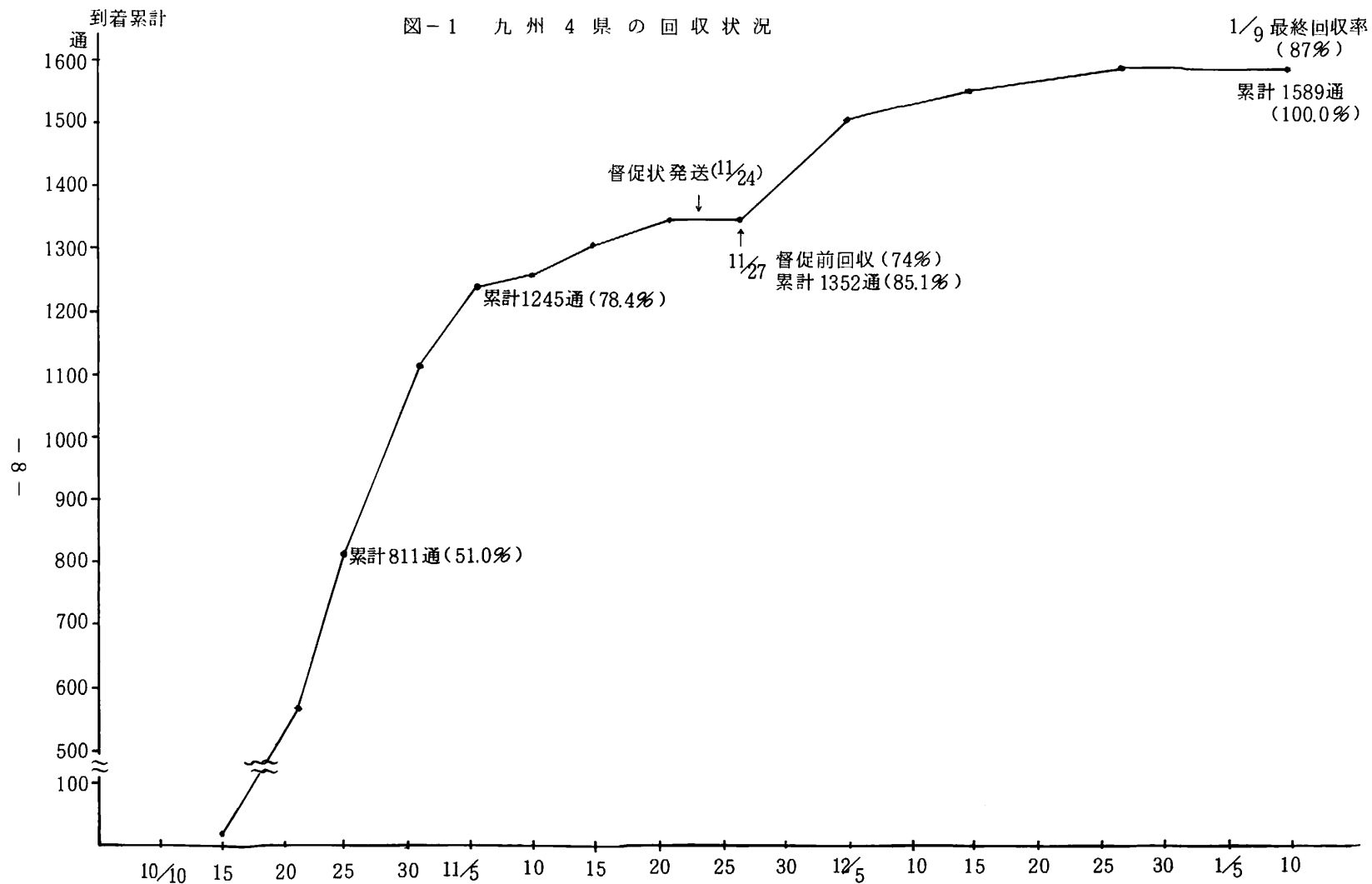
(注) マス目内の上段は調査対象者数，下段カッコ内は回収率（％）

(8) 調査票の末尾に「調査員の立場から」の自由記入欄を設けておいた。記入した人の割合を見ると、都市部では33～39%（3人に1人が記入）であるのに比し、それ以外の地域では、18～23%と低い。この差は、おそらく調査員問題の様々な社会的背景と調査員心象の相異に根ざすものであろう。それだけに、記入内容に関心がもたれるので、この報告書の終に参考資料として、「統計調査員の声」を掲載した。これは、自由記入欄に書きこまれている意見の中から代表的なものを拾ったものである。

集計に関連して、本調査の回収事情について付言しておこう。調査票への記入は無記名としたが、未回答者への督促の必要から、返送用封筒に氏名欄を設けて、この欄への記名を依頼事項のひとつにした。第1表（前掲）の第1次、第2次回答者の区別は、督促の発送日を境として回収者を分けたものである。九州4県について、回答者の累積状況を、経過日数に沿って整理したものが第1図である。

また、督促に関連して、二つの表を紹介しておく。第3表から、督促前に回答した人の割合が、わずかながらも、年令とともに大きくなっていることが解る。この表と同じ傾向は、返送用封筒への記名率の高さにもあらわれている。すなわち、年令別にみて、30才未満が最低で57%、最高が60才以上の77%で、記名率は年令とともに傾向的に上昇している。

個人または世帯を対象とする周期調査では、調査員の多くが無職・女性と公務員からなっている。第4表をみると、公務員が無職・女性より、わずかながらも、督促前回答の割合が低い。



(注) 督促状は返送用封筒への記名者をのぞくすべての対象者792人に発送した。したがってこのなかには無記名の回答者313人がふくまれている。

第3表 年令別にみた督促前・後の回答割合 (九州4県)

年 令	前	後	計
30才未満	78%	22%	100%
30代	84	16	100
40代	84	16	100
50代	85	15	100
60才以上	86	14	100

第4表 職業別にみた督促前・後の回答割合 (九州4県)

職 業	前	後	計
公務員	80%	20%	100%
その他の職業	82	18	100
無職・女性	84	16	100

さらに、都市化の一指標として第一次産業率をもち込んだ第5表では、都市部の調査員は、督促によらない回答率が高く、本調査にたいする対応の地域的傾向を思わせる。同じパターンは、前掲第2表のカツコ(パーセント)内に表示した最終回収率の地域差にもみられる。

第5表 督促前・後の回答割合 — 地域別 —

一 次 産 業 率		前	後	計(%)
0 1 15 %	東 京 都	90	10	100
	北 九 州 市	93	7	100
	県庁所在地	88	12	100
	そ の 他	84	16	100
15 ~ 30 %		81	19	100
30 ~ 50 %		81	19	100
50 % 以上		77	23	100

これらの諸表(第2~5表)にみる徴標が、今回の調査に、たまたまあらわれた偶然的なものなのか、それとも、なんらかの意味をもった値なのか、注目しておくべき視点であろう。

わが国の地方統計制度は、戦後の統計制度再建の過程で、G・H・Q（占領軍総司令部）、大内委員会（「統計制度改善に関する委員会」の通称）、および各省庁の間で、意見の一致がむずかしかった問題点の一つである。しかし、統計調査は、意見の一致による制度化がたとえ進んでいなくても、現実の条件のもとで必要に応じ実施されねばならない。そのために、地方統計制度と統計調査員制度は、さまざまな矛盾をはらんだまま、とにかく政府の統計調査を担う車の両輪として、ころがされることになった。

統計環境問題にかんして、工藤弘安氏は「あくまでも一統計研究者として」知見を寄せられ、次のように述べている。

「一度たち遅れた課題の解決が決して容易なものでないことは、昭和35年に開始された統計審議会の統計調査員制度の改善に関する審議が、延々と9年間を要したことからも理解できるであろう。現行の統計調査員制度は、この統計審議会の答申を骨子として組み立てられている。……が、この答申の実現には、さらに10年近い才月を要しているのである。統計人がその環境問題の柱のひとつとして、統計調査員問題を据えたのは当然であろう。統計調査員問題は、社会経済状況の変化に応じて、かなり流動的である。そしてまた、問題の背景となる様相は、地域によって著しく相違する。ある場合には正反対の様相を示す。そこに全国一律の制度化を図る場合の難点と限界があると考えられるのである」¹⁾

「統計調査の仕事は、払われる労苦に比して、あまりにも報われることの少ない仕事である。にもかかわらず、統計人がこの困難な仕事に没頭するのは、統計調査の結果によって与えられる — おそらく他の手段では与えることのできない — 社会的利益に信を置くからである。……何日もくり返される訪問と長時間にわたる対話の中から生れる調査客体と統計調査員との間の信頼関係、ひいては統計の真実性の原点がそこにある。統計人の環境問題は、この立場から理解される必要があろう」²⁾

工藤氏のすぐれた知見に接したときには、すでにわれわれの調査票は、印刷を終り、配布を待つばかりの状態であった。しかし、幸いにも、われわれが準備した質問のいくつかは、提起されている問題にたいして幾分かは応えうる内容と形式をそなえているように思う。分析視角の開陳に代え、長文の引用をしたゆえんである。

なお、この調査の一ヶ月後に、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫の都府県調査員を対象とする実態調査が、全国統計協会連合会によって実施されていることを、最近知った。公表をまって比較検討したいと思う。

（注） 1), 2) 工藤弘安「紹介：『統計環境の実態』（大屋祐雪，他）」（『統計学』第37号 1979年9月）